

記者提供資料
2021年（令和3年）12月28日
こども局子育て支援室児童福祉課 担当：長田・上坂 TEL 078-918-5027

報道機関 各位

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業  
「こどもに必ず10万円プロジェクト」  
(基準日以降に離婚等をした場合)

## 1 趣旨

本給付金については、国が定める基準日以降に親が離婚等をした場合、現にこどもを養育している親（監護親）に給付金が支給されず、子育て世帯を支援するという本給付金の目的を達成できないという課題があります。

そこで、本市独自の取扱いとして、監護親から申請を受けた場合は、給付金の申請日時点におけるこどもの養育状況等を確認したうえで、監護親に給付金を支給することとしました。

この場合、国が定める基準日時点でこどもを養育している親（別居親）には給付金を支給しないこととなりますが、既に別居親に給付金を支給している場合は、市が別居親に対して働きかけ等を行い、それでも支払いがないときは、市が監護親に対して給付金と同額を立替払いし、別居親に対して市への返還督促を行います。

## 2 対象者

令和4年3月31日までの間の離婚や別居（離婚協議中）により、申請日時点では児童を養育しているが、国の給付金を受給できない市内在住の監護親

## 3 対象件数（見込み）

世帯数 120世帯 児童数 180人

うち、市が立替払いを行うのは、10～20世帯程度を想定

## 4 申請期限

令和4年3月31日（木）まで

## 5 その他

給付金の受給について不正が明らかになった場合は、速やかに給付金の返還を求めます。